

声明－平成29年（不）第29号近畿大学事件の救済命令書交付

近畿大学教職員組合
2020年6月30日

2020年6月29日、大阪府労働委員会は、近畿大学教職員組合（以下、教職員組合）が学校法人近畿大学に申し立てた不当労働行為救済申立に対し、その一部を認容する命令書を交付しました（平成29年（不）第29号近畿大学事件、以下「今回の命令」）。

近畿大学においては、不当労働行為の認定が相次いでいます。経営者とその取り巻きの管理系教職員における法令遵守意識の著しい欠如、管理系教職員が自らの立身出世にしか関心がなく違法行為や不正な財源説明を辞さない暴走を続けていること、教職員や学生の声を無視した独善的経営姿勢を続けていることに対し、教職員組合は、こうした法令を無視し嘘をついて違法行為まで辞さない管理系職員と経営陣を糾弾追放して、学校法人としてまっとうな経営を行う経営体に変革するために、今後もあらゆる手段を用いて全力を尽くす所存です。

学部長が組合員を学部長室に呼び出したり学内会議で組合批判をしたことが不当労働行為であると認定された平成28年（不）第9号近畿大学事件、これまで応じてきた学部や学校毎の分会交渉に突如応じなくなったことなどが不当労働行為と認定された平成29年（不）第43号事件でも、管理系教職員の致命的な法令遵守意識の欠如により大学ぐるみで違法行為が繰り返されてきたことが明らかになりました。

今回の命令は、学校法人近畿大学が教職員組合ひいては教職員の声をまったく聞かない独善的経営を続け、①多数の団体交渉要求書を放置し団体交渉を行わなかったこと（団交拒否）、②団体交渉に応じたとしてもまともな回答を行わなかったこと（不誠実団交）、③組合事務室や掲示板を貸与せず組合活動を抑圧しようとしたこと（支配介入）、④以上のような組合無視ないし弱体化政策（支配介入）が不当労働行為として認定されました。

とりわけ、学園全体における法令遵守意識の欠如は極めて重大な問題です。今回の命令においても、管理系職員が「入試手当は義務的団交事項ではない」「入試手当については組合と交渉しないことを合意した」などと、平然と法令に反する幼稚な嘘を言い、こうした団交拒否が不当労働行為として認定されましたが、このような法令遵守意識を欠く無能な管理系教職員がその後何らの責任も問われずに跋扈しています。今回の命令において、違法行為を辞さない管理系教職員による長年にわたるこうした違法行為の一端が認定されました。

例えば、学園全体で校長や学部長の一存で恣意的な評価がなされており、今回の命令では、評価の訂正や配置転換について団体交渉を通じて誠実に交渉するよう命令されました。管

理職の法令遵守意識の欠如や自らの立身出世欲が、そもそも公平かつ妥当とは到底言えない評価制度をより一層恣意的で不公正なものに暗転させ、多くの教職員がこうした傍若無人な管理職におびえて、まっとうな声を挙げられないような恐怖支配が行われています。教職員組合は、こうした評価結果の是正や被害者の配置転換という個別的救済に加えて、評価制度の抜本的な見直しを団体交渉を通じて図っていきます。

組合事務所や掲示板を貸与しなかったことが不当労働行為として認定されました。これらについては、法人の弁解はことごとく退けられ、組合側の主張がほぼ全面的に認められました。

また、今回の命令では、法人が組合の要求を無視して開始した東大阪及び奈良キャンパスにおける過半数代表者選挙についても、その違法性が認定されました。法人は、立候補者推薦人名簿や投票結果の提示もせず、選挙の公正性を確認するための何らの努力も行っておらず、団体交渉において明確な回答をただ回避するだけに終始しましたが、その態度が不誠実団交として認定されました。今回の命令では、選挙が終了したとしても、その選挙の公正性に疑義がある場合には選挙をやり直す選択肢もありえるので、選挙が終了したことが交渉に応じない正当な理由にならないことをも指摘しています。教職員組合は、学園全体の法令遵守意識の欠如を根本的に是正するために、かつて行われたすべての過半数代表者選挙について、その不正を暴くべく立候補者推薦人の全面開示等を改めて要求してまいります。過半数代表者選挙は労働者が自発的に行うべきものであって、使用者が自らに都合の良い教職員を勝手に選出して、自らの利益を図る制度ではありません。今回の救済命令においては、使用者による過半数代表者選挙の不正を労働組合が防止する意義が改めて認められたものと評価しています。

他方で、教職員組合が要求した多数の団体交渉要求のうち、ごく限られた事項についてしか団交拒否や不誠実団交が認定されなかったことは非常に残念です。

法人は、これまで杜撰な財源予測で危機をおおって教職員組合を脅し、教職員の待遇を悪化させ、学費の値上げを強行する極めて不当で独善的な経営を続けてきました。今回の命令では、「教職員組合は、平成 22 年の賃下げにさかのぼって、平成 22 年財政シミュレーションの人件費予測と実績との差額を原資とする賃上げを要求し、その要求を根拠づけるために 22 年財政シミュレーション及び 27 年財政シミュレーションを求めていたものとみることができる (68 頁)」と認定され、教職員組合が、正確な財源予測と安定的な経営、余剰金の適正な分配(教職員の待遇改善や教育研究環境の改善)を求めてきたことが認定されました。しかし、これまでこうした極めて杜撰な財源予測がその後どれだけ大きく外れていたとしても、経営者や管理系職員の責任は一切追及されることはありませんでした。今回の命令

で、こうした不正確な財源予測で教職員の待遇を悪化させたり、学費を値上げしたりしてきた法人の杜撰な経営実態が「不誠実団交」と認定されなかったことは残念です。

教職員組合は、悪質な法人が学園ぐるみで行う違法行為を断じて許しません。教職員組合は多数の民事訴訟（育児休業取得不利益待遇訴訟や雇止め等社会的に重要な意義を有する案件ばかりです）や不当労働行為の救済申立に踏み切っています。2019年5月に突如として法人は、組合員のみ夏期手当を支給しないと通告するという前代未聞の暴挙を行い、さらには同年7月に入試手当を組合員に対してのみ支給しないという通知を行いました。教職員組合はこうした悪辣な違法行為に対し救済申立を行いました（令和元（不）第19号・第31号事件：現在調査中）。教職員組合は、こうした法令遵守意識が完全に欠如した人事部労務部職員や顧問弁護士の責任を厳しく問うてまいります。

教職員組合は、今後も団体交渉を通じて、法令遵守意識が著しく欠如した経営者とその取り巻きの管理系教職員の責任追及の手を緩めず、こうした杜撰な財源予測の再発防止や、教職員と学生の声を反映させるボトムアップの経営体制の確立に尽力してまいります。

以上